



サルル結果ニナルデアラウト存ゼラレマス  
ル處、其ノ繩越額ノ財源タル公債ハ必ズシ  
モ之ヲ昭和十八年度内ニ於テ發行スルノ  
必要ハアリマセヌノデ、之ヲ其ノ翌年度ニ  
於テ發行シ得ルコトトスルノヲ適當ト認メ  
マシテ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デ  
アリマス

次ニ營繕用品資金特別會計法案ニ付キ說  
明致シマス、大藏省營繕管財局ニ於テ、其  
ノ司掌スル營繕事業ヲ經營致シマスニ付キ  
マシテ必要ナル營繕用品ハ所謂統制物資デ  
アリマスル爲メ、是ノ入手ガ圓滑ニ參リマ  
セヌ爲ニ營繕事業ノ遂行ニ際シ屢々其ノ圓  
滑ナル進捗ヲ害セラルルノ状況ナルニ顧ミ  
マシテ營繕用品ヲ適宜ノ時機ニ購入シ、之  
ヲ貯藏加工致シマシテ、隨時適切ニ、本事  
業ノ需用ニ應ズルコト致シマス等ノ必要  
上、營繕用品資金ヲ設置スル必要ガアルノ  
デアリマスガ、其ノ歲入歲出ハ、之ヲ一般  
ノ會計ト區分經理スルノ必要ガアリマスノ  
デ、特別會計設置ニ關スル本法律案ヲ提出  
致シタ次第デアリマス

次ニ造幣局ノ資金ニ關スル法律案ニ付キ  
說明致シマス、造幣局ニ於ケル事業量ハ、  
近時著シク増大致シテ參リマシテ、從來ノ造  
幣局据置運轉資本額四百万圓ヲ以テシマシ  
テハ、本事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スルコト  
困難ナル状況トナリマシタノデ從來ノ据置  
運轉資本ニ、更ニ二千六百万圓ヲ增加シテ、  
之ヲ三千万圓ト致サントスルノデアリマス、  
而シテ此ノ資本ノ増加ニ充當致シマスル財  
源ハ、造幣局資金ノ内ヨリ使用スルノヲ適  
當ト認メマシテ、昭和十八年度以降ニ於テ、  
漸次ニ造幣局資金ノ内ヨリ、所要ノ金額ヲ  
綠人レ得ルコトト致シタイノデアリマスガ、

資本ノ増加及ビ資金ノ使用ニ付キマシテハ、  
法律ヲ制定シテ其ノ途ヲ拓クノ必要ガアル  
ノデアリマス

次ニ同局ノ事業ノ擴張ニ伴ヒマスル廳舍、  
工場其ノ他ノ建物及ビ其ノ附屬設備ノ新營  
擴張ニ付キマシテハ、從來昭和十五年度ヨ  
リ同十九年度ニ亘ル繼續事業トシテ施行中  
デアリマシテ、其ノ經費總額二千三百五万  
八千百七十五圓ノ財源ハ、之ヲ造幣局資金  
ノ内ヨリ拂出シ、一般會計ニ繰入レ得ルコ  
トト相成ツテ居ルノデアリマスガ、今回前  
ニ申述ベマシタ通り、事業量ノ增大ニ伴ヒ  
マシテ、更ニ造幣局ノ工場等ヲ新設又ハ擴  
張スル等ノ必要ガ生ジマシタル爲メ、之ヲ  
昭和十八年度ヨリ同二十年度ニ亘ル繼續事  
業ト致シマシテ、之ニ關スル經費總額六千  
百七十九万六千七百圓ヲ增加スルノ必要  
ガアリマスル處、既定ノ繼續事業ニ付キ節  
減致シマスル額三万六千五百九十六圓ヲ差  
引キマシテ、純增加額六千七十六万百四  
圓ノ財源ハ、之ヲ造幣局資金ノ内ヨリ拂出  
シ、一般會計ニ繰入レ得ルコト致ス等ノ  
必要ガアルノデアリマス、以上ノ理由ニ依  
リマシテ本法律案ヲ提出致シタ次第デアリ  
マス

次ニ昭和十五年法律第六十九號中改正法  
律案ニ付キ説明致シマス、大東亞戰爭ニ關  
スル一時賜金トシテ交付スル公債ノ發行ハ  
朝鮮總督府ニ於テ郵便年金事業ヲ經營スル  
コトト相成リマシタノニ付キマシテ、之ニ  
關スル歲入歲出ヲ特別ニ經理スル必要ガア  
ルノデアリマスガ、經理事務ノ簡捷ヲ圖リ  
マス爲ニ、現ニ同總督府ニ於テ經營致シテ  
居リマスル簡易生命保險及ビ郵便年金ニ關ス  
ル事務ハ、之ヲ遞信大臣ノ管理ニ屬セシム  
ルコトトナリマシタノト、遞信省ノ遞信局  
及ビ郵便局ニ於ケル簡易生命保險及ビ郵便  
年金事務ノ管理ニ關スル事務ハ、之ヲ遞信  
大臣ノ管理ニ屬スル簡易保險局ニ於テ取扱  
フコトト相成リマシタノト尙ホ又遞信局及  
ビ郵便局ニ於ケル簡易生命保險及ビ郵便年  
金事務ノ取扱ニ關シ生ズル收入ハ之ヲ事務  
取扱ノ便宜上、通信事業特別會計ノ所屬ト  
致シマスル等トノ爲メ昭和十二年法律第八

六十九號中改正ニ關スル本法律案ヲ提出致  
シマシタ次第デアリマス

次ニ樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太廳舍  
別會計ト他ノ會計トノ關涉ニ關スル法律案  
ニ付キ説明致シマス、樺太内地行政一元化  
ニ依リ、樺太廳ニ於ケル氣象、海事、航空、  
通信、陸運等ニ關スル事務ハ、昭和十八年  
度ヨリソレハ、文部省、遞信省又ハ鐵道省  
ニ移管セラルルコト相成リ、之ニ付キマ  
シテ、通信事業及び鐵道事業所屬ノ財產ハ、  
之ヲ通信事業特別會計又ハ帝國鐵道特別會  
計ノ資本ニ編入致シマスルト共ニ、樺太事  
業公債法ニ依リ、從來樺太ニ於ケル通信事  
業及ビ鐵道事業ノ事業費支辨ノ爲メ發行致  
シマシタ公債等ヲ、爾今通信事業特別會計  
又ハ帝國鐵道特別會計ノ負擔ト致シマスル  
外、樺太廳特別會計ト一般會計、通信事業  
特別會計、帝國鐵道特別會計等トノ間ニ於  
テ、會計ニ關スル種々ナル關涉事項ヲ生ジ  
マスルノデ、是ガ處理上ノ必要ニ基キマシ  
テ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス  
次ニ昭和十二年法律第八十號改正法律案  
ニ付キ説明致シマス、過般實施ノ行政簡素  
化ニ依リ、從來厚生大臣ノ管理ニ屬シテ居  
リマシタ簡易生命保險及ビ郵便年金ニ關ス  
ル事務ハ、之ヲ遞信大臣ノ管理ニ屬セシム  
ルコトトナリマシタノト、遞信省ノ遞信局  
及ビ郵便局ニ於ケル簡易生命保險及ビ郵便  
年金事務ノ管理ニ關スル事務ハ、之ヲ遞信  
大臣ノ管理ニ屬スル簡易保險局ニ於テ取扱  
フコトト相成リマシタノト尙ホ又遞信局及  
ビ郵便局ニ於ケル簡易生命保險及ビ郵便年  
金事務ノ取扱ニ關シ生ズル收入ハ之ヲ事務  
取扱ノ便宜上、通信事業特別會計ノ所屬ト  
致シマスル等トノ爲メ昭和十二年法律第八

十號ヲ改正スルノ必要ガアリマスノデ、本  
法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

次ニ朝鮮事業公債法中改正法律案ニ付キ  
説明致シマス、朝鮮總督府特別會計ニ於ケ  
ル既定繼續費タル鐵道建設及ビ改良費、道  
路修築改良費及ビ港灣修築改良費等ノ追加  
額其ノ他五億五千九百六十餘万圓ニ付キマ  
シテハ同特別會計歲計ノ現狀竝ニ其ノ經費  
トト致シマシタル所、道路修築改良費等ノ既  
定額ノ内、昭和十七年度ニ於テ公債財源ニ  
依ル豫定ノモノニ決算上不用トナズベキモ  
ノ等ガ四百三十餘万圓アリマスル爲メ差引  
五億五千五百三十萬圓ダケ現行ノ朝鮮事業  
公債法ニ依ル公債ノ發行限度ヲ增加スルノ  
必要ガアリマスノデ本法律案ヲ提出致シマ  
シタ次第デアリマス

次ニ朝鮮簡易生命保險及ビ郵便年金特別  
會計案ニ付キ説明致シマス、今回新タニ  
朝鮮總督府ニ於テ郵便年金事業ヲ經營スル  
コトト相成リマシタノニ付キマシテ、之ニ  
關スル歲入歲出ヲ特別ニ經理スル必要ガア  
ルノデアリマスガ、經理事務ノ簡捷ヲ圖リ  
マス爲ニ、現ニ同總督府ニ於テ經營致シテ  
居リマスル簡易生命保險事務ノ歲入歲出ト  
併セ經理スルノガ適當ト認メラレルノデア  
リマス、而シテ是ガ爲ニハ朝鮮簡易生命保  
險特別會計ヲ廢止シ、新タニ簡易生命保險  
及ビ郵便年金ノ兩事業ヲ通ズル一特別會計  
ヲ設置スルノ必要ガアリマスノデ、之ニ關  
スル本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

次ニ臺灣事業公債法中改正法律案ニ付キ  
説明致シマス、臺灣總督府特別會計ニ於ケ  
ル既定繼續費港灣費ニ追加致シマシタ新  
高港第二期工事施行ニ要スル經費千五百五

十万圓並ニ既定繼續費鐵道改良費及ビ大甲溪開發事業費ノ追加額千九百二十餘萬圓デアリマスガ、内七百五十餘萬圓ヲ公債ニ依ル必要ガアリマス、其ノ合計額二千三百餘萬圓ニ付キマシテハ、同特別會計歲計ノ現狀竝ニ其ノ經費ノ性質ニ顧ミマシテ、之ヲ公債財源ニ依ルコトト計畫致シタノデアリマス、然ル所鐵道改良費等ノ既定額ノ内、昭和十七年度ニ於テ公債財源ニ依ル豫定ノモノニ決算上不用ドナスベキモノ等ガ八百餘万圓アリマスル爲メ、差引千五百十萬圓ダケ現行ノ臺灣事業公債法ニ依ル公債ノ發行限度ヲ增加スルノ必要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シマシテ次第デアリマス。次ニ臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案ニ付キ説明致シマス、臺灣官設鐵道用品資金ハ、現行ノ臺灣官設鐵道用品資金會計法第二條ノ規定ニ依リマスレバ、二百萬圓ト相成ツテ居ルノデアリマスガ、臺灣ニ於ケル鐵道及ビ自動車交通事業ノ事業量ノ増大ニ伴ヒマシテ、臺灣官設鐵道用品資金特別會計ニ於ケル歲入歲出モ亦逐年増加致シテ參リマシタ爲メ、從來ノ資金額ヲ以テシマシテハ、其ノ十分ナル機能ヲ發揮スルコト困難ナル狀況ト相成リマシタノデ、本資金ノ法定額ヲ五百万圓ニ増額ヲ致シマシタ、隨テ從來二百万圓デアリマスルカラ、臺灣總督府ノ財政ノ許容スル所ニ從ヒマシテ、漸次ニ三百万圓ヲ繰入レテ來ルコトト致シタイト存ズルノデアリマス、仍テ之ニ關シマル本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

以上十件ノ法律案ニ付キマシテハ何卒御審議ノ上速カニ御賛成ヲ御願ヒ致シタイト存ジマス

### ○矢野委員長

各案ノ審議ニ付キマシテ、政府御當局並ニ委員各位ニ一言申上ゲマス、政府ニ於カレマシテハ、申上ゲルマデモナク此ノ各案ハ豫算ト關聯スルモノガ頗ル多イノデアリマスノデ、豫算委員會ニ御提出ニナリマスル審議ノ資料ハ、當委員會ニモ御提出ヲ願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ委員各位ニ申上ゲマスガ、委員各位ニ於テ審議ノ爲メ必要トサレル參考資料ハ、便宜書面ヲ以テ委員長ノ手許ニ御提出ヲ願ヒマス、尙ホ明日カラ引續キ委員會ヲ開キタイト存ジテ居リマスガ、委員各位ニ於テ質問御希望ノ方ハ委員長ノ手許マデ後刻御申出ヲ願ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後一時三十分散會

第六類第一號 昭和十八年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外九件委員會議錄 第二回 昭和十八年二月三日

六

昭和十八年二月三日印刷

昭和十八年二月四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局